

# 平成23年度 税制改正のポイント

中小法人の軽減税率を含めた法人税率の引き下げなど大幅な税負担軽減が実現します！

法人の税負担が軽減されます

「中小法人の軽減税率（現行18%）15%への引き下げ」が実現！【3年間】

「法人実効税率の5%引き下げ」が実現！

※法人実効税率：法人所得に課税される法人税および地方税の合計割合

〈法人税（国税のみ）の税率〉

改正後 H23年度～ H25年度	区分	
	中小法人 (資本金1億円以下)	大法人 (資本金1億円超)
15% (本来の税率：19%)	年所得が 800万円以下 の部分 18% (本来の税率：22%)	年所得が 800万円超 の部分 30%
25.5%	30%	30%
25.5%	30%	30%

繰越欠損金制度が拡充されます

欠損金の繰越期間が7年から9年に延長！

中小法人は引き続き全額利用可能！

\*大法人は所得金額の8割までに制限。

雇用を税制面から後押しします

★雇用促進税制が創設されます【3年間】

従業員の増加1人につき20万円の税額控除！

▽要件は、前期から従業員（雇用保険の一般保険者）を10%以上かつ2名以上（大企業は5名以上）増加等

▽前期から増加した従業員1人当たり20万円を税額控除

▽控除の限度額は法人税額の20%（大企業は10%）

（事例）



グリーン投資減税が創設されます【3年間】

中小企業投資促進税制の対象を拡充！